

市川市景観法及び市川市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 4月 1日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 39 号

市川市景観法及び市川市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

市川市景観法及び市川市景観条例の施行に関する規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表1の項第1号ア中「特定中高層建築物（高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物（地階を除く階数が3である一戸建ての住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）」を「高さが10メートルを超える建築物」に、同項第4号中「特定中高層建築物、」を「高さが10メートルを超える建築物、」に改める。

様式第1号から様式第3号までを別紙のように改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。